

交通事故防止の強化について

■児童、高齢歩行者、自転車利用者等の交通事故防止の強化について

令和3年6月28日、千葉県八街市で下校中児童の列に車両が衝突し、児童が死傷する痛ましい事故が発生いたしました。

このような事故は二度と繰り返されてはいけません。

交通事故による被害者及び加害者を増やさぬよう、市内事業所の皆さんには改めて『交通事故防止対策』を心掛けてください。

なお、児童や生徒の保護者においては、家庭内での交通安全の声かけに努めてください。

■交通事故防止対策

ドライバーが注意すること

- 交差点での安全不確認による事故が増えています。ドライバーの皆さんは、安全確認の徹底と防衛運転(危険予想に基づく運転)に努めましょう。
- 飲酒運転、速度超過運転、信号無視等の悪質・危険運転は絶対にしないようにしましょう。
- ドライバーの方は、子どもや高齢者などの近くを通るときは、スピードを落とすなど思いやりをもった運転をしましょう。

■歩行者が注意すること

- 道路を横断するときは、必ず止まって左右の安全を確認し、横断の後半では左側からの車に気をつけましょう。また、斜め横断はやめましょう。
- 横断歩行中等の高齢者の交通死亡事故が多く発生しています。遠回りでも信号機のある交差点や横断歩道を渡りましょう。

3(サン)ライト運動実施中

薄暮時から夜間にかけて多発している、歩行者の道路横断中の事故防止を重点とし、特に車から見て右側から横断する歩行者との事故防止を目的としています。

「3 ライト運動」で交通事故を防止し太陽(サン)のように明るく、幸せな人生を送りましょう。

(1)ライト(前照灯)

車両運転手は、早めのライト点灯と、ライトのハイビーム「走行用前照灯」(上向き)とロービーム「すれ違い前照灯」(下向き)の小まめな切替を行うことで、歩行者や自転車の早期発見に努めましょう。

(2)ライトアップ(目立つ)

歩行者や自転車は、車から発見されやすいよう反射材やLEDライト等を身につけて目立つようにしましょう。

(3)ライト(右)

車両運転手は、車から見て右側からの横断者との衝突を防ぐため、道路の右側にも注意を向けて走行しましょう。